

組合員加入のご案内

当 JA では、組合の運動や事業にご理解を頂き、安定的にご利用いただける組合員の皆さまの維持・拡大により、組織基盤を強化することを目的として、「組合員加入促進運動」を実施しております。

現在、JA の各事業をご利用いただいている方や、組合員のご家族、農業法人等で現在組合員になられていない方も、是非、この機会に JA 板野郡への組合員加入をお願い申し上げます。

ご加入の ポイント

JA は、農業を営んでいる人たちと地域の人たちが出資して組合員となり、運営・利用する組織です。人々が連帯して助け合う「相互扶助」の精神のもと、自分たちの農業や生活を守り、よりよい地域社会を築くことを目的としています。

JA に出資いただいた方を組合員として登録し事業を展開します。また、組合員は要件により正組合員と准組合員に分けられます。

組合員資格について

- ・ JA の組合員には「正組合員」と「准組合員」の 2 つがあります

正組合員になれる方

10a (1,000 m²) 以上の農地を耕作している方、または、年間 90 日以上農業に従事している方で、住所または農地または施設が地区内にある方。

准組合員になれる方

JA 板野郡管内にお住まいで、今後事業を継続してご利用いただける方。
また、地区外にお住まいであっても一定の要件を満たすことで、ご加入いただけます。

- ・ 農業者でない方でも、出資によって准組合員資格を得て様々な事業や施設を利用することができます。
- ・ 各種の組合員特典をご用意いたしております。

ご加入と出資金について

- ・ 1,000 円(出資一口金額)より(5,000 口)500 万円まで、お引き受けしています。
- ・ 組合員加入申込書等の必要書類に記入して頂きます。

必要なもの

印鑑・本人確認ができる公的確認書類（運転免許証・住民票等）
出資配当金受取のための JA 板野郡の普通貯金口座

- ・ お持ちいただいた出資金は一旦申し込まれた方の貯金口座にご入金いただき、審査後にご指定の口座から出資金に振替させていただきます。

出資配当金・事業利用分量配当金について

・ 事業活動の結果、十分な余剰金が出た場合には、出資額・事業利用分量に応じて配当金が受けられます。28 年度の出資額に対する配当率は 2% でした。年度途中の加入は日割り計算します。

出資金の払い戻しについて

・ 将来、脱退される時は、ご本人の脱退は 1 月末まで、相続による払戻しは 3 月末までに脱退の申し出をされた場合、JA の純資産を確定するため、事業年度後の 6 月に開催する通常総代会終了後の払い戻しとなります。

(1 月 31 日以降の申し出は翌事業年度後に開催する通常総代会終了後となります。)

- ・ なお、事業年度の途中での払い戻しはできません。

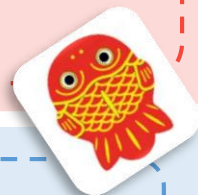
組合員加入特典については裏面をご覧ください

組 合 員 加 入 特 典

当 JA は、地域の組合員以外のどなた様でも一定の事業はご利用頂けますが、地域住民の方々が組合員にご加入頂き、お互いに助け合い、地域を活性化することを重点的に取り組み、組合員に事業をご利用頂くための組織であるため組合員加入をお勧めしています。

いろいろな事業で暮らしをサポート

- ・ JA 貯金の組合員特典付きキャンペーンがご利用可能となります。
- ・ 住宅ローン・マイカーローン・教育ローンなど各種融資をご利用いただけます。
- ・ JA 共済加入時の引受条件が緩和されるものがあります。
- ・ 営農に関するご相談や生産部会活動、女性部活動への参加ができます。
- ・ ジャスポートセルフ SS において、組合員カードのご利用により割安価格で給油いただけます。
- ・ 健診センター（JA 徳島厚生連）日帰りドックの健診料の一部助成が受けられます。
- ・ 地域の情報やイベントなどのお得な情報を掲載した「JA だより」が配布されます。



配当金お支払い

- ・ 事業活動の結果、十分な余剰金が出た場合、出資配当金（出資に対する配当金）をお受け取りになれます。
 - ・ 利用高配当金（利用高に対する配当金）をお受け取りになれます。
- ※配当金は法令等に基づき業績等を考慮し、年度ごとに配当の有無・配当率が総代会で決定されます。

各種サークルに加入できます。

女性部活動

組合員世帯の女性を中心の組織です。管内の地区ごとに構成し、料理教室などのグループ活動を活発に行っています。また、旅行やイベントなども実施しています。子ども達に食農教育を通じて、食の安全安心に取り組んでいます。

青壮年部活動

農業後継者を中心とした組織です。次世代へ農業や食料の大切さを広める活動を行っています。

当 JA が取り組む主な事業

- ・ 信用事業 : 貯金、貸付、為替
- ・ 指導事業 : 組合員、利用者への営農生活指導
- ・ 共済事業 : 生命、建物、自動車等の保障
- ・ 購買事業 : 肥料、農薬等各種生産資材や生活物資の供給
- ・ 利用事業 : 農業施設の利用
- ・ 販売事業 : 米、農産物の集荷販売

組合員に対するよくあるご質問

- ・ 組合員には、誰でもなれるの？
農業を営む方も、営んでいない方も組合員になることができます。JA 板野郡管内にお住まいの方、またはお勤め先が JA 板野郡管内にある方、または JA 板野郡管外の方でも継続的に JA 板野郡の事業を利用し、出資をしていただくと組合員になれます。
- ・ 准組合員と正組合員はどう違うの？
准組合員は、正組合員と違い、組合の運営にかかる議決や役員選任にかかる資格はありませんが、事業の利用に関しては、正組合員と同等のサービスを受けることができます。



JA 板野郡

TEL:088-694-7200 FAX:088-694-7201

〒771-1320 板野郡上板町神宅字宮ノ北 22 <http://ja-itanogun.jp>

詳しくは下記までお問い合わせ下さい

本 店 TEL : 694-7200 藍住支店 TEL : 692-2231 阿波支店 TEL : 695-2356
板野支店 TEL : 672-1181 北島支店 TEL : 698-2511 上板支店 TEL : 694-2717